

平成30年度全国高等学校総合体育大会 第68回全国高等学校スキー大会出店等運営要項

1 趣 旨

この要項は、平成30年度全国高等学校総合体育大会第68回全国高等学校スキー大会会場における売店の設置及び運営等について必要な事項を定めるものである。

2 施設等の使用許可

平成30年度全国高等学校総合体育大会第68回全国高等学校スキー大会秋田県実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、大会会場区域内に売店等を設置しようとするときは、各会場となる施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）の使用許可を受けるものとする。

3 設置場所及び設置期間等

設 置 場 所	設 置 期 間	開 設 時 間
花輪スキー場内指定場所	平成31年2月8日(金)～12日(火)	9:30～15:00

4 設置基準

実行委員会の指定する場所に設置された仮設ハウス、1コマ5.5m×2.5m程度を使用し、机・イス各2脚とダルマストープ1基を実行委員会が貸し出す。

5 出店料

1区画 50,000円

※記録写真・映像撮影のみの場合、出店料は発生しないこととする。

6 出店申請

出店希望者は、出店申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、平成30年12月20日（金）までに実行委員会へ申請書を提出するものとする。

※記録写真・映像撮影の出店（撮影）を希望する場合には（様式第3号）を提出する。

7 出店者の選定

出店者の選定に当たっては、次の事項により行うものとする。

- (1) 鹿角郡市内に店舗等を有し、商工団体等に加盟し営業を継続しているもの。
- (2) その他、実行委員会が特に認めるもの。

8 出店許可

実行委員会は、申請内容を審査し、適切と認めたものについて出店許可書（様式第2号）を交付するものとし、出店の際は許可書を見やすい位置に掲出すること。

※記録写真・映像撮影の出店（撮影）の許可については映像撮影及び販売許可書（様式第4号）を交付する（出店しない場合は許可書を常に携帯すること）。

9 販売品目

(1) 土産品等

包装、内容、品質等において、土産品としてふさわしいもの。食品に関しては、食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、安全性が高く衛生的に包装されたものとする。

(2) スポーツ用品、記念バッジ類

(3) 写真・ビデオ記録等

公益財団法人全国高等学校体育連盟及び実行委員会の許可を受けて撮影されたもの。

(4) その他、大会参加者、一般観覧者等にとって必要と思われる最小限のもの。

10 食品の販売

- (1) 食品を販売する売店の出店を許可するにあたっては、設置場所、保管方法、取扱食品等について、所轄の保健所と協議するものとする。
- (2) 食品衛生関係法令等により、営業許可を必要とする出店者にあたっては、直ちに所轄の保健所の許可を受け、その許可書の写しを実行委員会へ提出するとともに、売店にはその許可書を掲示しなければならない。
- (3) 食品衛生関係法令等により、届出を必要とする出店者にあつては、直ちに所轄の保健所へ届出をし、受理印が押された届出書の写しを実行委員会へ提出するとともに、売店にはその届出書を掲示しなければならない。
- (4) 実行委員会は、食品を販売する売店に対し出店を許可したときは、実施要領に規定する計画書を所轄の保健所に提出するものとする。

11 経費負担

売店等の設置、運営、警備及び撤去等に要する一切の経費は、原則として出店者が負担するものとする。

12 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大会の主催者と協賛契約を締結している企業または団体が有する権利を尊重すること。
- (2) 売店等には、出店許可書（様式第2号）を掲示すること。
- (3) 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み、拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- (5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (6) 販売に伴う廃棄物は、当日中に出店者において処分すること。
- (7) 出店の権利を第三者に譲渡し、転貸しまたは売店等の管理運営を委託しないこと。
- (8) 接客にあたっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
- (9) 出店者及び従業員は、名札等を着用すること。
- (10) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、実行委員会の指示に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず、危険回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (12) 実行委員会及び施設管理者の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施すること。

13 許可の取り消し

実行委員会は、出店者がこの要項に違反したとき、または大会の運営上不適当と認められるときは、出店許可を取り消すものとする。

14 損害賠償

出店者（従業員を含む。）が、施設等または第三者に損害を加えた場合は、賠償の責を負うものとする。

15 原状回復

出店者が、施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、または出店許可期間が経過したときは、速やかに原状に回復し、実行委員会に報告するものとする。

16 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切その責を負わない。

17 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、実行委員会が別に定める。